

選考基準

表彰規程第8条の規程に基づき、選考基準を次のとおり定める。

1 スポーツ賞に値する競技会

表彰規程第1条の「権威ある大会」とは、次に掲げる諸大会及び当該大会にかかる地区大会とする。

- (1) 国際大会（オリンピック、アジア大会、ユニバーシアード大会、世界選手権大会）
- (2) 全日本選手権大会
- (3) 国民体育大会
- (4) 全国実業団（社会人）大会
- (5) 全国高等専門学校体育大会
- (6) 全国高等学校大会（総合体育大会、選抜大会、定時制大会）
- (7) 全国中学校体育大会
- (8) 全国身体障害者スポーツ大会
- (9) 上記大会以外でも地区予選があり、更に上位大会に進出できる大会において優秀な成績を収めた者があれば、審議の対象とする。

2 各賞の選考基準を次のとおり定める。

(1) スポーツ功労賞

- ア 現住所が本町にあるか否かを問わず、第3条第1号に該当するものを対象とする。
- イ 15年以上の活動実績があり、かつ50歳以上の著しい功績のあった者であること。年齢はその表彰年度の3月31日を基準とする。
- ウ 前記イ以外で特に功績顕著な者については、選考委員会で審議決定する。
- エ スポーツクラブ加盟団体における推薦者数は、1名を限度とする。

(2) スポーツ勲功賞

- ア 主に指導に携わった指導者1名とし、特に事情がある場合は、選考委員会で審議する。

(3) スポーツ優秀選手賞

特別賞

- ア 本町に住所を有する者及び町内の学校に在校する者。ただし、スポーツクラブに属する場合は、この限りではない。
- イ 個人、団体を問わず全国大会において、連続優勝した者又はそれに匹敵する成績を収めた者であること。

優秀賞

- ア 本町に住所を有する者及び町内の学校に在校する者。ただし、スポーツクラブに属する場合は、この限りでない。
- イ 県大会以上の大会に出場した選手であること。
- ウ 個人種目では、県大会優勝者、近畿大会3位内入賞者、全国大会8位内入賞者であること。
- エ 団体種目では、県大会優勝、近畿大会は4位内、全国大会8位内に入賞したチームの選手とする。対象は当該大会で規定されているエントリー選手とする。ただし、陸上競技及び水泳競技等のリレーは、個人種目とみなす。
- オ 定時制高校生においては、全国大会3位内（個人種目8位内）の入賞者であること。
- カ 高等専門学校生においては、個人種目、団体種目とも全国大会に優勝した者であること。
- キ 個人種目の総合得点で表彰される総合入賞は、前記エに準ずる。ただし、当該大会で得点した選手のみとする。

奨励賞

- ア 本町に住所を有する者及び町内の学校に在校する者。ただし、スポーツクラブに属する場合は、この限りでない。
- イ 県大会以上の大会に出場した選手であること。
- ウ 個人種目では、県大会準優勝者若しくは3位、近畿若しくは全国大会に出場した者であること。
- エ 団体種目では、県大会準優勝若しくは4位内に入賞、近畿若しくは全国大会に出場したチームの選手とする。

3 この基準については、必要に応じて見直すことができる。